

下関北都市計画地区計画の変更（下関市決定）

都市計画内日地区地区計画を次のように変更する。

名 称	内日地区 地区計画	
位 置	下関市大字内日下字下堀ノ内、字坂本	
面 積	約 1.1ha	
地区計画の目標	<p>内日地区は近年、定住者人口の減少や農業従事者の高齢化・後継者不足など、過疎化と農用地の荒廃等で活力を失いつつあるが、当地区周辺は、住宅や公共施設等もある内日地区の中心部であり、かつ良好な自然環境が多く残されている。</p> <p>当地区は、良好な集落中心地を形成することにより、内日地区の中心部として地域の活性化を担う地区であり、土地区画整理事業により、計画的な開発事業が実施される地区である。</p> <p>本地区計画は、建築物等に関する制限、地区施設の適正な配置を行うことにより、周辺環境及び周辺農地と調和した良好な集落中心地の形成と環境の保全を図ることにより、人口増加と地域の活性化を図ることを目標とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>当地区の環境特性に応じた土地利用を図り、ゆとりと潤いのある集落中心地として、調和のとれた街なみを形成するため、周辺環境にそぐわない建築物の用途を制限し、良好な集落中心地の形成と環境の維持・保全を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>地区内には、地区外既設道路に関連させて、区画道路を適正に配置し、居住者及び周辺住民の集いや憩いの場所として公園を設置する。</p> <p>また、これらの地区施設の機能が損なわれないよう維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、地区にふさわしい集落中心地の環境や良好な街なみ・景観の形成等が図られるよう建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限、かき又はさくの構造の制限及び建築物の緑化率の最低限度について定める。</p>
	緑化の方針	<p>緑豊かな空間を創出するため、植栽又は張芝等による緑化を推進する。</p>

地区整備計画	地区施設の配置及び規模	区画道路	幅員 6 m 延長 約 330 m	
		公園	面積 約 0.03 ha 1箇所	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建築基準法別表第二(ほ)号に掲げる建築物</li> <li>2. ホテル又は旅館</li> <li>3. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する施設</li> <li>4. 自動車教習所</li> <li>5. 自動車車庫（建築物に附属する車庫を除く）</li> <li>6. 畜舎</li> <li>7. 工場（自動車修理工場及び作業場の床面積合計 50 m<sup>2</sup>以下のパン屋・米屋等を除く）</li> <li>8. 火薬類、ガス、石油類などの危険物の貯蔵・処理施設</li> </ol>	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	15	10
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	6	10
		建築物の敷地面積の最低限度	250 m <sup>2</sup>	
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線（道路の角切り部分を除く。）までの距離は、1.0 m以上とする。</p> <p>ただし、建築物の部分が次の各号の一に該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 5m以下のもの。</li> <li>2. 軒の高さが 2.5m以下の物置その他これに類する用途に供するもので、かつ、床面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以下のもの。</li> <li>3. 軒の高さが 2.5m以下で、かつ、床面積の合計が 40 m<sup>2</sup>以内の自動車車庫。</li> </ol>	
		建築物等の高さの最高限度	15 m	
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は茶系統又はグレー系統の色を基調とし、落ち着いたものとする。	

かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面するかき又はさくの構造は、次の各号の一に該当するものとする。ただし、敷地境界線から1.0 m以上の距離にあるものについては、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 生垣</li> <li>2. 1.2 m以下の透視可能なフェンス等</li> <li>3. 前各号の基礎等で、高さが敷地地盤面から0.6 m以下のもの又は防災上必要なもの</li> </ol>
建築物の緑化率の最低限度	<p>敷地内の緑被率は、敷地面積の10%以上を確保するものとする。</p>
備考	<p>上記の建築物等に関する事項は、次に該当する場合は適用しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市長が公益上、安全上やむを得ないと認めたもの。</li> </ol>
<p>(注) 面積及び高さの算定方法は、建築基準法施行令第2条の規定の例による。</p>	

「区域は計画図表示のとおり」

下関都市計画地区計画の決定  
(内日地区) 計画図

S = 1: 1,500

